平成２９年（フ）第１５３６号
愛知県豊明市新田町門先４番地９　セトル豊明402号
破産者　畦原　和樹
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９７２号
大阪市東住吉区住道矢田２丁目14―10、住民票上の住所堺市西区鳳西町２丁25番地１　エクセレント山陽601号
破産者　岡　まどか（旧姓福田）
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１５８号
大阪市東淀川区大桐３丁目21番２号　クリーク大桐　403号
破産者　柒名　秀明
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６４６号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号（307）
破産者　片井　　寛
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２４６号
大阪市住吉区万代東１丁目６番34―206号
破産者　洗工社こと　大久保真美子
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０８０号
大阪府枚方市南中振１丁目63番20―105号
破産者　藤本　聖児
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３３０号
大阪府門真市下馬伏町６番１－３Ｃ号、申立時住所大阪府門真市三ツ島５丁目31番26号
破産者　芦澤　克浩
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５１７号
大阪府東大阪市永和２丁目16番21号
破産者　諏訪　喜章
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８８０号
大阪府東大阪市横小路町１丁目５番９号　リバーサイド瓢箪山　407号、前住所堺市南区赤坂台３丁９番９―202号
破産者　Ｙ．ＹＰＡＩＮＴことトータルリフォームショップトラストこと　成子　裕一
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５１７号
大阪市西区九条２丁目24番２号
破産者　前田　好子
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１２２号
大阪市港区弁天４丁目９番３号　コーポ整優301号
破産者　佐藤　弘之
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１４７号
大阪市浪速区塩草３丁目９番27―302号
破産者　七里　詠一
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１７８号
大阪府門真市常称寺町20番５号　プレアール大和田308号、開始決定時大阪府門真市島頭２丁目１番21号
破産者　飯田　孝行
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１８３号
大阪市北区中津５丁目５番１―302号
破産者　中村　香澄
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１８４号
大阪市福島区福島２丁目10番19―615号
破産者　ラボラトリ　ダダこと　中山　　明
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３４５号
大阪市都島区毛馬町１丁目20番32号
破産者　塙　　伸二
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３５３号
大阪府豊中市螢池南町１丁目14番７号
破産者　ヘアメイクサラスティこと　関野　清美
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３９９号
大阪府高槻市南総持寺町６番40―208号
破産者　グローバルワークスクリアこと　原田　茂
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４５５号
大阪市東淀川区菅原６丁目17番13号　伊藤文化　１号
破産者　浅田　　勇
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部